

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則
 ○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 三九

告示

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三九
 ○保安林の指定をする件 三九
 ○道路の区域を変更する件 三九
 ○道路の供用を開始する件 三九
 ○市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した件 三〇

公告

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 三三
 ○一般競争入札を行う件 三三
 ○福島県公安委員会 三三
 ○福島県道路交通規則の一部を改正する規則 三四

正誤

○令和六年一月二十六日付け定例第四百五十一号中 三五

規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十八号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
 別表第二福島県信用漁業協同組合連合会の項中「本所」の下に、「相馬営業店」を加える。

附則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

（出納総務課）

告示

福島県告示第三百七十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和六年四月一日救急病院として認定した。

令和六年六月二十一日

| | | |
|------------------|---------------------|------------|
| 名称 | 所在地 | 福島県知事 |
| 福島県ふたば医療センター附属病院 | 双葉郡富岡町大字本岡字王塚 八一七の一 | 内堀雅雄 |
| | | 認定有効期限 |
| | | 令和九年三月三十一日 |
| | | （地域医療課） |

福島県告示第三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和六年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所

双葉郡双葉町大字中浜字本町一五の三、一六の三、一七の二、一九、二〇の一、二〇の二、二一、二二の二、二三、二五の三、三六の三、六一の二、六二の三、六二の四、六三の一、六三の二、六四の四から六四の六まで、六八の二、六八の三、六九の三、六九の五、七〇、七四の一、七六、七八の一、七八の五、七八の七、八〇の二から八〇の三まで、八一の一、八五、八九の一、八九の二、八九の四から八九の六まで、九〇の一、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇〇の三、一〇〇の四、一〇〇の五、一〇〇の六から一〇〇の七まで、字南原の一、一の四、二、二の一、三、四の一、四の二、五、六、八の一、一五、一六、一七の一、一七の三、一八の一、一八の三、一九の一、二〇の一、二〇の二、二二の一、二二の二、二五、二六の二、二七、二九の二、三〇の一、三二の一、三三の二、三三の三、三四の一、三五、四四から四七まで、字南川原二の三、二二の二、二三の二、二四、二六、三四の二、三四の三、三七から三九まで、四二、四三、四五、四九、五〇の二、五一、五三、五九、六一、六四から

ら六六まで、六八、六九の一、七〇の一、七一の一、一〇五から一〇七まで、一〇八の一、一〇八の二、一〇九、一一一から一一四まで、一一五の一、一一五の二、一一七の一、一一七の二、一一八、一一九、一二一、一二三、一二四、一二五の一、一二六、一二七、一二八の一、一二九の一、一三〇、一三一の一、一三二の一、一三三の二、一三五の一、一三五の二、一三六、一三七、一三九の一から一三九の三まで、一四二、一四八、一四九の一、一四九の二、一五三の一、一五四の一、一五四の二、一六四の一、一六六の一、一六七から一七一まで、一七二の一、一七二の二、一七三の一、一八二の一、一八三の一、一八三の二、一九一から一九六まで、二〇一から二〇七まで、字西川原の一、三の一、一六の五、一六の六、二〇の四から二〇の六まで、二三の二、二四の二、七五の二、七七の一から七七の三まで、七八の一から七八の三まで、八一の一、八一の二、八二の一、八二の二、八六の一、八六の二、八八、九〇の二、九二の二、九三の一、九六の二、一六一から一六三まで

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、双葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び双葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

| | | | | |
|-------------|--------------------------|-------------|-----------------|---------|
| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 |
| 県道井手 長塚線 | 双葉郡双葉町大字上羽 鳥字大道五三二番地先 | 変更前 の変更後 | 九・八 一九・九 | 一、六一六・六 |

| | | | |
|-------------------------------------|-----|-------------|---------|
| から 同 郡同 町大字下羽 鳥字益田一番三地先ま で | 変更後 | 九・八 一八・一 | 一、六一六・六 |
|-------------------------------------|-----|-------------|---------|

(道路計画課)

福島県告示第三百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

| | | |
|---------|---|-----------|
| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
| 県道井手長塚線 | 双葉郡双葉町大字上羽鳥字大道五 三二番地先から 同 郡同 町大字下羽鳥字益田一 番三地先まで | 令和六年六月二二日 |

(道路計画課)

福島県告示第三百七十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更を令和六年五月二十八日認可した。

令和六年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 組合の名称
- 二 事業施行期間
- 三 施行地区
- 四 いわき市平字田町の一部の区域
- 五 設立認可の年月日

(まちづくり推進課)

公告第121号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年6月21日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 電子プローブマイクロアナライザ 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年3月31日（月）
- (4) 納入場所 福島県ハイテクプラザ 4階構造解析室（福島県郡山市待池台1丁目12番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年7月12日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和6年7月12日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年6月21日（金）から同年7月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙25枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年7月1日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年7月1日（月）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年8月2日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年8月1日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electron Probe Micro Analyzer
1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 2 August 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 1 August 2024
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月21日

福島県公安委員会委員長 江 尻 陽 子

福島県公安委員会規則第4号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第9号中「（自動的に歩行又は移動を行うことができるものに限る。以下この号において同じ。）」を削る。

別表第3 県道四倉久之浜線の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|--|
| 県道小野富岡線 | 田村郡小野町大字小戸神字坪毛76番1地先からいわき市川前町小白井字将監小屋104番1地先まで |
| | 双葉郡富岡町大字上手岡字後田19番地先から同町大字小良ヶ浜字市の沢24番2地先まで |

別表第3 市道（福島市）田中・中家線の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------------|--------------------------------|
| 市道（福島市）百目木・原野町線 | 福島市桜本字原田63番1地先から同市土船字藁田9番1地先まで |
|-----------------|--------------------------------|

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

（交通規制課）

○令和六年一月二十六日付定例第四百五十一号中

| 四七 | | 四六 | | | | 四五 | |
|------------|------------|------------|--------|------------|------------|------------|-----------------|
| 上 | | 下 | | 上 | | 上 | |
| 後ろか ら一三 | 後ろか ら一四 | 後ろか ら一一 | 一四 | 後ろか ら一一 | 後ろか ら一二 | 後ろか ら一五 | 一 後ろか ら一八 |
| 四百苅乙一九五九番一 | 四百苅乙一九五九番一 | 三番 | 南浜一六五番 | 村西乙一九六〇番一 | 四百苅乙一九五九番一 | 四百苅乙一九五九番一 | 五二四番二 |
| 西浜甲一六二二番八 | 西浜甲一六二二番八 | 一三番 | 屋敷六三番二 | 四百苅乙一九五九番一 | 西浜甲一六二二番八 | 西浜甲一六二二番八 | 五二四番一 |
| | | | | | | 一三番 | 屋敷六三番一 |
| | | | | | | 三番 | 南浜一六五番 |

| ページ | 段 | 行 |
|-----|---|---|
| | 正 | |
| | 誤 | |

正 誤